

障害者差別解消法における 障害者福祉施設従事者に 求められること

さいたま市福祉局障害政策課



1. なぜ障害者差別について 学ぶ必要があるのか

障害の特性や困りごと、配慮の提供方法、
障害者差別とは何か、などを知らない状態での支援が、
“悪意のない”障害者差別や心理的虐待につながるこ
とがあります。

この資料をご覧いただき、日々の支援方法について
「差別的な対応になっていることはないか」
「適切な配慮が行えているか」などを
ご確認くださいと存じます。

1. 障害者差別解消法の概要

「1. 障害者差別解消法の概要」では、
障害者差別解消法の目的、法の対象者など
基本となる情報をご案内いたします。

※本資料では「障害を理由とする差別の解消の推進に
関する法律」を「障害者差別解消法」と記載します。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 障害者差別解消法の目的

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること

☑ 障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者による障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 法の対象となる「障害者」

身体障害、知的障害、精神障害などの当事者の他、
心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により
日常生活または社会生活が困難な状況にある方



- ☑ 障害者手帳の有無は関係ありません。
発達障害の方や、難病の方、高次脳機能障害の方なども
対象です。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 法の対象となる「事業者」

営利・非営利、個人・法人問わず、継続してサービス（事業）を行う者はすべて法の対象となる。

※不動産や金融、飲食など、あらゆるサービスが対象。



- ☑ 事業者は、サービスの提供において、障害のある方への「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮を提供すること」が求められます。

2. 障害者差別とは何か

- ▷ 障害者差別解消法では、
以下の2つのことを障害者差別として扱います

① 不当な差別的取扱い

② 合理的配慮の不提供

不当な差別的取扱いは、法で禁じられています。
合理的配慮を提供することは、事業者においてはこれまで努力義務でしたが、令和6年6月に改正障害者差別解消法が施行され、「法的義務」に変わりました。

2. 障害者差別とは何か (不当な差別的取扱い)

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する
- 提供にあたって場所・時間帯などを制限する
- 障害のない方に対して付さない条件を付する

「正当な理由」に相当するかどうかは、障害者・事業者の権利利益や事業の内容、障害のない方と異なる対応が必要になる事情等の観点から、総合的・客観的に判断します。

2. 障害者差別とは何か (不当な差別的取扱いの例)

- 人的/設備的体制が整っていて、対応可能であるにも関わらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者の利用を拒否すること
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと
- 保護者や介助者の同伴をサービスの利用条件にすること
- 正当な理由なく、行事や行楽への参加を制限すること
- 正当な理由なく、本人の意思またはその家族等の意思に反して、サービスを行うこと / 行わないこと

2. 障害者差別とは何か (合理的配慮の不提供)

②合理的配慮の“提供”とは何か

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時、負担が過重でない範囲で、必要な変更や調整を行うこと

提供しないことは、障害者差別となります。

負担が重く、求められた配慮に応じられない場合「応じられない理由」を丁寧に説明し、別の方法（代替措置）を提示するなどの対応が必要です。

2. 障害者差別とは何か (合理的配慮の提供の例)

- 休憩時間の調整などのルールや慣行を、障害特性に応じて柔軟に変更する
- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データの提供や、必要に応じて代読・代筆を行う
- 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行う
- 電子メール、ホームページ、ファクスなど、多様な媒体で情報提供、利用受付などを行う

3. 障害の特性と配慮の提供方法

本市に寄せられる障害者差別に関する相談の中には、「説明不足」や「伝え方の配慮が不足していたこと」が原因になっているものも多くあります。

同じ障害・特性でも、状況は一人ひとり違っていて、必要な配慮も異なるということを改めて意識することが重要です。

4. 障害者福祉施設従事者に お願いしたいこと

- 街の中での困りごとを見過ごさない
事業所の外で支援を行う際、飲食店や不動産会社などの他の事業者から差別的な対応があった場合は、まずは対応に努め、解決できない場合は市に相談・連絡してください。

市では、受け付けた相談について、差別的な対応を行ったと思われる相手に対して、事実確認や、障害者差別解消法の趣旨・目的の説明、必要な配慮の助言等を行っております。

障害者差別相談事案の相談先

さいたま市障害政策課ノーマライゼーション推進係

☎ 048-829-1306 FAX 048-829-1981

上記ダイヤルの他、各区役所・障害者生活支援センターでも差別相談を受け付けます。

5. 参考資料

- 福祉事業者向けガイドライン（厚労省）
 - 掲載ページURL：
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000114724.pdf>
- 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）
 - 障害者差別解消法の条文や、合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」の掲載があります。
 - 掲載ページURL：
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

ご清聴ありがとうございました！！



ノーマライゼーション条例PRキャラクター
ノーマくん



ノーマライゼーション条例PRキャラクター
ライちゃん